「かごしま道のともしびパートナー」実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安全で円滑な道路環境を確保するため、鹿児島県(以下「県」という。)と地域貢献に関心のある企業等の協働により、道路施設の適正な維持管理に努めるための事業である「かごしま道のともしびパートナー」について、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる道路照明灯)

- 第2条 かごしま道のともしびパートナーの対象となる道路照明灯は、県が管理する国道及び県道に設置された道路照明灯とする。ただし、車道部に設置されたもの、電柱 その他の施設に共架されたもの及びその他県が適切でないと判断するものを除く。
 - (ともしびパートナー)
- 第3条 この要綱において「ともしびパートナー」とは、かごしま道のともしびパートナーの趣旨に賛同し、県と協働して県が管理する道路の維持管理を行う企業又は団体をいう。ただし、次の各号に掲げる者は除く。
 - (1) 法人, 団体でない者
 - (2) 法令に違反するもの又は条例、規則に違反する業種を営む者
 - (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号) に規定する風俗営業及びこれに類似する業種を営む者
 - (4) 貸金業法(昭和58年法律第32号)に規定する業種を営む者
 - (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
 - (6) 鹿児島県が発注する建設工事の請負,物品の購入又は製造の請負等の契約に係る指名競争入札において,指名停止の措置を受けている者
 - (7) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者,会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者及び破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
 - また,手形交換所による取引停止処分,主要取引先からの取引停止等の事実があり,経営状態が著しく不健全である者
 - (8) 県税、法人税、消費税を滞納している者
 - (9) 法人,団体の代表者等(非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者)が,禁固以上の刑に処せられ,その執行が終わっていない者又はその執行猶予期間が終わっていない者がいること。
 - (10) 次のアからクまでのいずれかに該当する者
 - なお、資格要件確認のため、 鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
 - ア 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第 77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 役員等が、暴力団員等(鹿児島県暴力団排除条例(平成26年鹿児島県条例第 22号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であると認めら れる法人等

- ウ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人等
- エ 役員等が,自己,自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に 損害を加える目的をもって,暴力団又は暴力団員等を利用している法人等
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを 問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与す るなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法 人等
- カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有してい る法人等
- キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をする ためにこれらを利用している法人等
- ク アからキまでに定める者の依頼を受けて申請をしようとする法人等
- ケ 法人の代表者等(非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者)が, 法令等に違反する行為を行っていること。

(役割分担)

- 第4条 ともしびパートナーは,道路照明灯をはじめとした道路附属物の破損,その他, 交通の支障となる異常を発見した場合は、県に連絡する。
- 2 県は、前項の連絡を受けた場合には、異常の解消に努める。
- 3 ともしびパートナーは、道路の維持管理費の一部を負担し、県に納める。
- 4 県は、次条第1項に定めるともしびプレートの設置、管理及び撤去を行う。 (ともしびパートナーの公表)
- 第5条 かごしま道のともしびパートナーを周知するため,別に定めるプレート(以下「ともしびプレート」という。)を道路照明灯に設置し、ともしびパートナーの名称等を掲載する。
- 2 ともしびプレートは、道路照明灯1本につき1枚とし、歩道側に設置する。
- 3 ともしびプレートの設置期間は、県が対象の道路照明灯に設置した日から、協定期間の終了日までとする。ただし、天災、事故その他の事由により道路照明灯が倒壊し、又は損傷を受けた場合、県が照明灯を撤去する必要が生じた場合その他ともしびプレートの設置が困難となった場合は、この限りではない。
- 4 ともしびパートナーの都合により、ともしびプレートの表示内容の変更が必要となった場合はともしびパートナーの負担により変更する。
- 5 第9条の規定により協定が解除となった場合は、県は、ともしびプレートを撤去する。

(協定の締結)

- 第6条 県は、かごしま道のともしびパートナーの実施に当たっては、ともしびパートナーとなる企業又は団体と協定を締結する。
- 2 前項に規定する協定の期間は、3年から5年までの範囲で定めるものとする。
- 3 第4条第3項の規定によりともしびパートナーが納める協賛金は、照明灯1本1年 につき2万円とする。

(募集)

- 第7条 県は、ともしびパートナーを公募により募集する。
- 2 前項に規定する募集は、鹿児島県ホームページに募集要項を記載することその他の 県が適当と認める方法により行う。

(協賛金の不還付)

第8条 ともしびパートナーが第4条第3項の規定により県に納入した協賛金は、還付しない。ただし、県が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(協定の解除)

- 第9条 県は、次の各号に該当する場合には、第6条第1項に規定する協定を解除する ことができる。
 - (1) ともしびパートナーが協定の解除を申し出た場合
 - (2) ともしびパートナーが第4条に定める役割を実施しない場合
 - (3) その他県が適切でないと判断した場合 (雑則)
- 第10条 この要綱に定めるもののほか、かごしま道のともしびパートナーの募集に関して必要な事項は、第7条第2項に規定する募集要項に定める。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。